

1. 事業概要

事業名称『今こそ7**5**15（ナゴイコ）キャンペーン』

※名護市の75と市政51周年の数値をアレンジしたキャンペーン名称

目的：幅広い業種への影響が波及する観光関連事業者（宿泊事業者、体験事業者、観光施設事業者等）の新型コロナウイルスまん延からの事業早期回復を図る為、各事業者が連携し相乗効果の高い実施スキームを構築することで、市内経済回復の契機とする。

主宰：（公財）名護市観光協会

事業期間：令和3年10月1日（金）～令和4年3月31日（木）

※上記期間の内、実施期間は令和3年11月1日（月）～令和4年2月28日（月）

宿泊支援事業は令和4年2月28日チェックアウト分まで

地域観光券事業は令和4年2月28日利用分まで

※実施条件として、新型コロナウイルス感染状況に対し、行動制限緩和となった前提での事業開始を予定。状況により、期間の変更、短縮となる場合があります。

2. 事業詳細及び参画条件

●地域観光券事業

- ・利用者（助成対象者限定）は宿泊支援事業で予約し、宿泊時に名護市内観光関連事業者（地域観光券事業における登録事業者）のみ利用可能な地域観光券（100%補助）を付与
- ・地域観光券は1人当たり3,000円の15,000名分
- ・地域観光券登録事業者は名護市観光協会にて換金手続（事業者指定の口座に振込）
- ・利用対象期間：令和3年11月1日～令和4年2月28日

・地域観光券登録対象事業者

① 名護市内の宿泊施設

（旅館業許可証取得事業者の内、旅館・ホテル業、簡易宿所営業の事業者で且つ「沖縄県感染防止対策認証制度」を登録している施設）

② 名護市内に登記又は本社事務所を構える体験事業者

③ 名護市内にある、観光施設（定義は下記参照）

観光旅行者利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であって政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設）をいう

※観光施設財団抵当法より抜粋（第二条）

④ 名護市内に登記又は事務所を構える旅客自動車運送事業者

⑤ 名護市内に登記又は事務所を構えるレンタカー事業者

⑥ 名護市内にある、住宅宿泊事業法（民泊新法）による登録事業者

⑦ 名護市内にある、旅行会社（旅行業登録事業者）

⑧ 名護市内にある、土産品店で販売商品の半数以上が土産品となる事業者

- ⑨ 上記各事業者において「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA）」
（シーサーステッカー・R I C C A QRコード付き）を取得している施設
※上記②～⑧の事業者が該当します。

但し、地域観光券対象事業者①～⑨の項目に該当しても、以下の事業者及び個人事業主は除く

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第1項第4号、第5号及び同条第5項に該当する営業を行うもの
- 2) 特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- 3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号
に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、
その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- 4) 同一事業者であっても敷地内外における観光事業以外に関する事業

・ **地域観光券の配布、受取りについて**

- ① 地域観光券は1枚あたり1,000円分の利用券とする
- ② 地域観光券は対象となる利用者1人当たり3枚付与する
- ③ 対象となる利用者は宿泊支援事業にて割引の対象となる宿泊者に限る
- ④ 地域観光券は偽造防止加工をされた印刷物とする
- ⑤ 地域観光券はコンビニ（ファミリーマート）にて発行し、宿泊施設にてチェックイン手続後
でしか受取できない
- ⑥ 利用者は宿泊施設にてチェックイン手続後、宿泊施設より観光券の引換証（支援対象人数
分）を受け取る
- ⑦ 受け取り場所は名護市内のコンビニ（ファミリーマート）にて受け取る（引換証に明記）
- ⑧ コンビニ（ファミリーマート）にて受け取りの際、引換証に記載の引換コードを専用端末
（ファミポート）に入力、レシート発券し、レジにて観光券を受け取る
- ⑨ 地域観光券の利用期限は観光券（引換証）の受け取りから7日後までとする
※但し、7日以内でも最終の利用期限は令和4年2月28日までとする

・ **地域観光券加盟店の責務、地域観光券の取扱いについて**

- ① 地域観光券は加盟施設の商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能
- ② 申請登録完了後の認証ステッカーは運営事務局にて受取ること
- ③ 登録時に配布されたステッカーを見やすい場所に掲示すること
- ④ 利用者から受け取った地域観光券表面には店舗名等を必ず押印又は記入すること
- ⑤ 他加盟店舗の押印又は記入済の地域観光券は受取りを拒否すること
- ⑥ 地域観光券が偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受取りを拒否するとともに、速やかに
運営事務局（観光協会）及び警察に申し出ること
- ⑦ 地域観光券と現金の交換は禁止
- ⑧ 地域観光券の譲渡は禁止
- ⑨ 地域観光券の交換はできない
- ⑩ 引換証受取から8日後以降の地域観光券の受取りは拒否すること
- ⑪ 地域観光券の券面額以下の金額利用の場合であっても、おつりは渡さない
- ⑫ 地域観光券による支払いで不足する分は現金等で収受する

- ⑬ 地域観光券を利用して購入した商品又はサービスの返品の際の返金は不可
- ⑭ 地域観光券の盗難、紛失、滅失又は偽造、変造、模造等に対して、発行者及び運営事務局（観光協会）は責を負わない
 ※地域観光券の盗難、紛失、滅失等については、加盟店舗に対し損害賠償責任が発生する
 場合がある
- ⑮ 地域観光券の換金に関し、破損、滅失した観光券の換金は受け付けない
 [地域観光券の3分の2以上で且つ店舗押印（記入）済、券番明記が残っていれば受付可]
- ⑯ 他割引、クーポンとの併用は加盟店舗にて判断すること
- ⑰ 本事業における運営事務局（観光協会）からの実績報告（事業所名、利用件数、利用人数、販売金額等）の協力を妨げないこと。
- ⑱ 加盟店舗が要領の規定に違反する行為が認められた場合は、加盟店舗の登録を取り消し及び損害賠償を請求することがある

・ **地域観光券の対象とならない商品等**

名護市における観光消費を喚起するという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、地域観光券の利用対象としない。

- ① 行政機関等への支払い
 - ・ 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
 - ・ 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
 - ・ 宝くじ（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に基づくもの）
 スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づくもの）
 - ・ その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等
- ② 日常生活における継続的な支払い
 - ・ 電気、ガス、水道、電話料金等
 - ・ NHK放送受信料
 - ・ 不動産賃料
 - ・ 駐車場の月極、定期利用料
 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
 - ・ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
- ③ 換金性の高いものの購入
 - ・ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
 - ・ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
 - ・ 金融商品（預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等）
- ④ その他
 - ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
 - ・ 授業料、入学検定料、入学金等
 ※アクティビティのガイド料等は対象
 - ・ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金

- ・タバコ（電子タバコ含む）
- ・既存の債務の弁済
- ・各種サービスのキャンセル料
- ・電子商取引
- ・無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・社会通念上不相当とされるもの
- ・その他各取扱店舗が指定するもの

3. 事業加盟店登録

- ・加盟店登録募集期間

令和3年10月4日（月）～令和3年12月24日（金）

上記期間中の平日10時～17時にて受付

※土日祝祭日、平日上記時間外は受付できません

- ・加盟料

無料（但し、申請書類準備等に係る費用は事業者負担）

- ・加盟店舗登録申請

申請書類（下記書類①、⑤は本事業専用HPよりダウンロード）

① 登録申請書・誓約書 7515キャンペーン事業者HP <https://www.7515.jp/jigyousya>

② 名護市に事業所があることを確認できる書類の写し

（旅館業許可証、事業許可証等公的書類、パンフレット等）

③ 「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（RICCA）」

（シーサーステッカー・R I C C A QRコード付き）の写し

沖縄県感染防止対策徹底宣言（新型コロナ対策パーソナルサポート：RICCA）HP

<https://okinawa.l-channel.net/shop>

④ 「沖縄県感染防止対策認証制度」（施設名と認証番号が確認できる書類）の写し

沖縄県感染防止対策認証制度HP

<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/kansen/taisaku/okininsho.html>

⑤ 口座確認書（要銀行口座写し※ゆうちょ銀行は不可）

※④は宿泊施設（（旅館業許可証取得事業者の内、旅館・ホテル業、簡易宿所営業の事業者で且つ「沖縄県感染防止対策認証制度」を登録している施設）のみが対象となります。

- ・申請方法

運営事務局（観光協会）に上記申請書類をメールにて提出すること

運営事務局（観光協会）にて申請書類を確認し、事業ステッカーを渡す

- ・運営事務局連絡先

名護市観光産業支援事業運営事務局（名護市観光協会内）

名護市大中1-19-24 名護市産業支援センター1階

TEL：0980-53-7755

Mail: 7515nagoiko@gmail.com

※平日の10時～17時にて対応

※土日祝、年末年始（12/29～1/3）は休み

4. 地域観光券換金受付

・受付期間

令和3年12月1日～令和4年3月15日

上記期間中の毎月1日～15日（1月のみ4日～20日）の平日9時～12時、
13時～15時にて受付

※土日祝祭日、上記記載の時間外は受付できません

・受付申込場所

名護市観光協会 名護市産業支援センター1階（名護市大中1-19-24）

・換金申込方法（換金申込書は本事業専用HPよりダウンロード）

換金申込受付後、加盟店は所定の換金申込書を記入し、使用済地域観光券と一緒に
事務局（名護市観光協会）へ持参し申込

※コロナウイルス感染防止の為、完全予約制とします（本事業専用HPから予約）

・換金の流れ

① 加盟店は観光券利用月末日締めで翌月中旬までに換金申込書と使用済地域観光券を事務局
（名護市観光協会）に申込

※地域観光券の換金に関し、破損、滅失した観光券の換金は受け付けない

[地域観光券の3分の2以上で且つ店舗押印（記入）済、券番明記が残っていれば受付可]

② 事務局は換金申込書と使用済観光券の枚数を確認し、申込月の末日（土日祝祭日にあたる
場合は翌営業日）までに加盟店の指定口座に振り込むものとする

※振込にかかる費用は事務局の負担とする

③各月における換金スケジュールは以下の通り。

・換金スケジュール

観光券の回収月	換金申込受付期間	換金振込日
11月利用回収分	令和3年12月1日～12月15日	令和3年12月24日
12月利用回収分	令和4年 1月4日～ 1月20日	令和4年 1月31日
1月利用回収分	令和4年 2月1日～ 2月15日	令和4年 2月28日
2月利用回収分	令和4年 3月1日～ 3月15日	令和4年 3月18日

※12月利用回収分について、令和4年1月7日（金）のみ対応不可。

・注意事項

① 加盟店登録をしていない店舗の換金については、一切受け付けない

② 換金期間を経過した後の換金申込は、一切受け付けない

③ 換金申込書控えは大切に保管すること

振込金額に差異があっても控えが無い場合は意義申し立てができないものとする

5. フローチャート

●地域観光券事業

